

(第一類 第六號)

第十二回 国会
議院

大蔵委員会議録第二十五号

昭和二十六年十一月二十八日(水曜日)

午後零時七分開議

早稻田總右エ門著	島村 高間 宮幡 松吉君 墓君	淺香 忠雄君	長規君
		佐久間 徹君	
		清水 遼平君	
		三宅 則義君	
	富腰 壱助君		
八百板	正君		

出席政府委員 濱澤義守君
（大藏事務官）
（主稅局長） 平田敬一郎君
（大藏事務官（主
稅局稅制課長） 泉美之松君
委員外の出席者

十一月二十七日
委員松澤兼人君辞任につき、その補欠として松尾トシ子君が議長の指名で委員に選任された。
同月二十八日
理事西村直己君の補欠として佐久間徹君が理事に当選した。

○日中の会議に付した事件
理事の互選
閉会中審査に関する件
租税特別措置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第五一号)

○奥村委員長代理 これより会議を開きます。

第一類第六号 大蔵委員会議録第二十五号 昭和二十六年十一月二十八日

三五七

○三宅(則)委員　租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を繼續いたします。三宅則義君。

私は前々国会に、青色申告については特に一割を減ぜよということを申したのであります。その時平田主税局長は、税というものは公平にとるものであつて、決して青色申告云々によつてきまるものではないのでありますから、そういうような考慮はしないと言つておられたわけであります。が、私どもつぶさに実情を調査いたしますると、なほだ失礼な話であります。が、相當漏れておる所得があるわけです。たとえて申しますと、物品販売業あるいは製造業についての物品税納入等を勘定いたしますと、全部が全部納まつて、あとは納まらぬといふものもあり、場合によりましては、零細な企業でございまするけれども、特に物品税等については賦税をいたしておる者も相当地に把握ができる。ならば、もちらんの等を勘定いたしまして――もちろん主税局長が言われたように、全部が全部正直に把握ができるとするならば、ろんかつこうであります。現段階におきましてはむしろそれは困難であると考えるのでございまして、私は、青

色申告といふようなものに対しても、相當考慮する必要があると思う。たとえばこの措置法におきましても、たなおりし商品につきましては一割の減額を認める。こういふような立法の趣旨を勘案して、相當考慮する必要があると思いますが、主税局長はどう考えておられますか伺いたいと存じます。

○平田政府委員 もと、青色申告は、今お話しのように、なるべく正確な所得を計算する。資料等がなくして、税務官庁等で適当な見積り課税をするというようなことは行わない。データに基づいて確実な基礎の上に査定を行うのでありますし、納税者もそれに基いて申告する。こういう基本的な考え方でできておるのでございます。従いまして、それで出て来る所得について特別に割引するというのは、こういう制度の本旨から行きまして、少しあがんであろうかというふうに考えておるのをございます。課税標準の計算上、合理化すべき点については極力考えておるわけでございまして、たとえば今回の変動準備金につきましては、一般的なものはそういう制度の恩典にあずからぬのでございますが、青色申告者にはそういうことができる。あるいは欠損の繰越し、繰もどしも同様でござります。そういうふうに所得の計算の合理化に関する限りにおきましては、十分考えておるわけでございます。ただ所得があるのであるのを、それを一定額まで割引するというような方法は、どうもこう

いう制度を設けました本旨から行きまして、いかがでありますかという趣旨から、はなはだ賛成いたしがたい。むしろほかの所得につきまして課税漏れがあるというお話をございますが、これはよく調べまして、やはり課税漏れのないように大いに努めるというのが、税務行政として行くべき道ではないか、かように考えておる次第でござります。

うな、適当にしんしやくするといううべきな方法は、実は私どもはあまりやるべきではない。やはり税法できまりきしたところに従つて所得を査定していく。できるだけ税法を合理化して、税率を軽くするものは軽くし、控除を上げるところは上げる。そうしてきまつたところで、はつきり課税して行く。こういう方向に行くのが、やはり税の理解ではないかというふうに考えておるのでございます。青色申告者に一定の割引を認めますと、勤労所得者の控除をさらにどうするかという、いろいろな問題があるわけでありまして、なかなか簡単な問題ではございません。税法としましては、やはりできるだけ合理化しまして、税率もできるだけ軽くし、控除も上げまして、税法のきめどころに従いまして、正しく所得を把握して、それによつて負担の公平を保つかつて行くというのが、やはり税法の行くべき本来の道ではないか、かよこに考えております。

このように法の反中もは構成するのは招くに吉就か、隙のる理じたり平行するよ

の調子で行きますと、年度末におきまでは、相当更正決定をしなければならぬというような段階に立至るのではないかということを心配する。しからばこの場合におきまして、大幅に更正決定をするという方針をまた復活いたしまして、あるいは帳簿など見ないで、もやらなければいかぬという段階に至りはせぬかと思うのですが、この点について、更正決定をするかしないか、どういう方針であるかという寸法を承りたいと思います。

○平田政府審査員　今のお話の問題は、たゞく國税局からも、あるいは私が最もお答えしたかと思うのであります。が、やはりできるだけよく調べまして、調べたところに基きまして、できる限り申告してもらう。まず納稅者の自発的申告が一番望ましい。しかしその次は、なかく自発的申告がむずかしいような場合におきましては、役所でよく調べまして、調べた額で申告してもらうということを、主としてやつておるわけであります。それでもなお申告に応ぜられないという場合におきましては、やはりるべき更正決定はやるということで行かなければ、たびたび今国会——参議院でも非常に問題がございましたが、私は正しい税の負担の公平ということはできないのではないか。いたずらに更正決定を避けるということともよくない。ただ自信のある更正決定をやつてもらいたい。一定の推定とか、いいかげんな資料によつて更正決定することは、これはあくまでも避けなければならないと思うのであります。が、役所におきましてよく調べまして、これは正しいと思う場合において、納稅者がその申告に応じなか

つた場合におきましては、これはやはり更正決定をして行き、負担の公平をはかつて行くということへ行かなければなりません。大体そういう考え方で行くことには、政府として今方針がきまつておる次第でござります。

○三宅(則)委員 これは奥村委員もこの前お聞きになつていたことであります。が、今までの例によりますと、調査をする、こういうのがあります。調査はしないといけれども、二十万なら二十万というお知らせを出す。そうしてこれに御異議があつた場合にはおいでください。御異議がなければ調印してください。さういふようなお知らせ、これが各税務署において行われておるわけであります。が、私は、お知らせを出すにいたしましても、やはりこれは調査した上においてお知らせを出す。お知らせを出すにあたつて、調査もしないでかつてにお知らせを出すことは、はなはだ不謹慎きわまると思つております。そういうことは断じてしてはいかぬと、いう趣旨を私は堅持したいのですが、主税局長はどういうふうにお考えになつておりますか、承りたい。

○平田政府委員 納税者は相当数が多うございますので、全国の納税者について自信のある調査ができるといふことは、必ずしも言い得ないかと思ひます。なるべく自信のある調査を多くすることには必要だと思ひますが、そこまで至らないにいたしましても、しかるべき調査で相当所得の推定ができるといふ場合も考えられます。いざにいたしましても、何らかの調査

よりまして所得がわかつた場合におきましては、納税者の申告をなるべく円滑ならしめると申しますか、あとで更正決定等の煩をできる限り避ける意味におきまして、ある程度税務者の親切心から納税者に対して一定の書類なり通知等をいたしまして円滑にするということは、避けたに越したことはないのですが、現在の青色申告の状況からいいたしますと、やむを得ざる処置としまして、やはりやらざるを得ない場合があるのではないか。そういうことはやらないで、全部自発的に相当な申告が出て来て、それが意見が合はない場合に限り、更正決定で行くということになりますれば、これは申告所得税が相当理想的な段階になつたと思ふのであります。が、今の段階におきましてはそこまで行き得ないのでないか。もちろん完全根拠なしではいけませんが、ある程度の調査に基きまして、できる限り申告をしてもらひ、そういう親切心からいたしますのは、これはどうも今の段階におきましてはいたし方なからう、かように考えるのであります。

る法人等におきましては四五%ないし四五%の青色申告がある、個人の方はわずかに三%、五%というような十分の一にも足らないような様子でありますから、これを勧業いたしますと、どういたしましてもそうしたお知らせとどおりにいうものを、十分徹底的におやりになるというように私は思います。でありますから、もちろん税全体の体系を整え、国の收入を確保するためには、ある程度までやらなければなりませんが、むしろ私どもはこれらに対しましては、第三者たとえば税務代理士、一度は税理士になりましたが、そういうものの協力はもちろんであります、各種の業種団体等の協力を得まして、あらかじめこれらと折衝をしてやるということも、ボスの存在を排除いたしまするならば、適當な方法である、こう考えるのであります。やはり個人々々で出すこともけつこうでありまするが、むしろ各種の業種団体等による程度まで、決定権もございませんが、参考資料を十分とりまして、少くとも半分ぐらいまでは全部調査する。半分ぐらいまで調査したのちでなければ更に正決定はしない、こういうような線を堅持せられた方が親切だと思うのですが、主税局長は今どういうふうに考えておられますか。

でお話になりましたが、これはやほり多分
数多い団体の中には、どうしても利害
関係者だけが非常に考慮されまして、
そのほかはあまり考慮されないといふ
弊害に陥りやすい。従いまして私ども
今のところといたしましては、資料を
団体からとるのはいい。しかし団体を
通じて所得金額を個別的に団体に知ら
したり、あるいは団体と折衝いたしま
して話合いできることは、これは严
に避けたい。ただ営業の状況がどう
か、売上げ等がどういうふうになつ
いるか、そういうことに関連しま
して、団体に本来この税目的以外で集
つている資料を出してもらいまして、
それをもとにしてできるだけ正しい調
査ができるようにということにつきま
しては、税務署も務めることになつ
ておりまするが、団体を通じまして個
の納税者の所得金額につきまして話
うということは、これは嚴に避け
い、こういうふうに考えております。
○奥村委員長代理 三宅君にお詰り
たしますが、あとは午後にしていただ
きたいと思うのですが……。

の少い金額のみを損金に設ける。たとえば売掛金の百分の二とかあるいは百分の二・五というようなことでは、むしろ今日の中小企業等におきましてはあまりに少な過ぎる、こういう観点を持つておるのであります。が、政府は今日の金融難、もしくは不渡り手形欄行等を考慮に入れまして、もう少し大幅に売掛金等につきましては損金を認める、こういう点と、もう一つは、不渡り手形についてはあるべく早い期間に、当期間のうちに引きましてもこれを損金に見る、こういうような親切心があつてしかるべきだと思いまするが、これについてはどういうふうに考えておられますか。もう一つは今後の発展上、将来とも青色申告等の普及を宣伝しなければならぬという立場にありますから、そういう点等につきましても、特にそういうような損金に見る、大幅にこれを認めてやるという線を堅持することこそ、将来の発展が期待できると思うのであります。が、そういうよう売掛金等につきましての損金の見方を、もう少し大幅に引上げるという線をひとつ示してもらいたいと思います。

○奥村委員長代理 次に理事辞任の件についてお詰りいたします。実は本日理事西村直己君より理事辞任の申出がありましたので、これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奥村委員長代理 「御異議なし」と認め、西村直己君の理事辞任を許可することといたします。

次に理事の補欠選任の件についてお詰りいたします。ただいま理事辞任を許可されました西村直己君の補欠として、理事一名の補欠選任をいたしたいと存しますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奥村委員長代理 「御異議なし」と認め、佐久間徹君を理事に指名いたしました。

○奥村委員長代理 次に閉会中審査に関する件についてお詰りいたします。本委員会において今会期中徵税及び金融状況について国政調査を行つてありますたが、会期中に調査を終了するに至らない状態でありますので、閉会中においても本調査を続行いたして参りたいと存しますので、議長に本調査事項を閉会中審査事件として申し出ることに御異議ありませんか。

○奥村委員長代理 御異議なしと謂
め、さよう決定いたします。なお提出
手続等については、委員長に御一任願
いたいと思います。
これをもつて休憩いたします。
午後零時二十七分休憩

昭和二十六年十二月五日印刷

昭和二十六年十二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所